

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9648） 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導）（06-6241-6311）
処分課(担当)名	同上
処分の名称	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者に対する指示
概要	サービス付き高齢者向け住宅は、住戸の広さ、設備やバリアフリーといった住宅としてのハード基準だけでなく、状況把握サービス・生活相談サービスといった高齢者が日常生活を営むために必要なサービスを提供することなどにより、高齢者の方々が安心して居住できる住宅で、法に基づいて登録された住宅です。 市長は、登録された登録事項が事実と異なるときには当該事項の訂正を申請すべきことなどを指示する場合があります。
根拠法令等 及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第25条
処分基準	・市長は、次のいずれかに該当するときは、登録事業者に対し指示する場合があります。 【登録事業に対する指示事由及び内容】 ①登録された登録事項が事実と異なるときは、当該事項の訂正を申請すべきことを指示する場合がある。 ②登録事業が登録基準に適合しないと認めるときは、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示する場合がある。 ③登録事業者が誇大公告の実施、登録事項の未公示、必要事項を記載した書面を交付しての未説明、高齢者生活支援サービスの未提供、帳簿の未備付のとき、又は国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示する場合がある。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000370849.html
備考	